

川崎市告示第331号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和5年川崎市告示第299号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年6月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

かりがね台自治会

(2) 事務所の所在地

川崎市多摩区西生田5丁目26番2号

(3) 代表者の氏名

辻 宏二

(4) 代表者の住所

川崎市多摩区西生田5丁目6番3号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「山口 洋子」を「辻 宏二」に改める。

「川崎市多摩区西生田5丁目15番9号」を「川崎市多摩区西生田5丁目6番3号」に改める。